今治市障害者福祉センターに係る指定管理者の予定者となる団体の選定について

担当課:健康福祉部障がい福祉課

今治市障害者福祉センターの指定管理者の予定者となる団体(以下「指定予定者」という。)を次のとおり選定した。

1 指定予定者 住 所 今治市南宝来町一丁目9番地8

団 体 名 社会福祉法人今治福祉施設協会

代表者名 理事長 村上 誠二

2 施設の概要

(1) 所在地 今治市石井町四丁目669番地1

(2) 施設の設置目的 障がい者の憩いの場として教養を高め、趣味を育て、機能回

復訓練等の場として社会生活への適応性を高めるとともに、

健康の保持と増進を図ること

3 募集概要

(1) 応募受付期間 令和5年9月22日(金)~令和5年10月2日(月)

(2) 応募者(1団体)

団 体 名	代表者役職氏名	住所
社会福祉法人	理事長 村上誠二	今治市南宝来町一丁目 9 番地 8
今治福祉施設協会		

4 審査の概要と結果

(1)審査の方式

今治市障害者福祉センター指定管理者選定審議会において、応募者からの申請書類の審査やプレゼンテーションを実施し、総合点数方式(あらかじめ定めた審査項目を評価し、審査基準ごとに総合評価し採点する方式)により採点を行い、施設の管理運営業務を適切に実施できるか否かを判断し、指定予定者として選定した。

(2)審査基準等

審査項目及び審査基準並びに配点ウエイト

	配点ウエイト
	確保されない場
・利用者の平等な利用の確保	合は失格)
【Ⅱ】施設の効用を最大限発揮するものであること	40点
・施設の設置目的との適合性	
・利用者に対するサービスの向上	
・利用促進、利用者増への取組み	
・その他新規、魅力的な提案の有無	
・実現の可能性	
【Ⅲ】施設の管理経費の縮減が図られるものであること	25点
・当該施設の管理運営に係る市の経費	
・実現の可能性	
【IV】管理を安定して行う人的及び物的能力を有しており、又は確保で	30点
きる見込みがあること	
·人的能力(管理運営組織)	
・物的能力	
・応募者の安定性、信頼性	
・実現の可能性	
【V】指定管理業務の実施を通じて地域へ貢献できる見込みがあること	15点
・地域貢献	
・障がい者雇用への取組	
・子育て支援への取組	
・ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する取組	
・実現の可能性	
【VI】応募者の実績 応	
	の観点及び配点
	異なる。
現行指定管理者	8点
・モニタリング結果	
現行指定管理者以外の応募団体	 5点
・類似施設の運営実績の有無	
・実績やノウハウが施設管理運営に効果的か	
【VII】全般	25点
・応募者の取組み姿勢	
現行指定管理者	143点
合計点数 現行指定管理者以外の応募団体	140点

(3)審查結果

審査結果は次表のとおりで、社会福祉法人今治福祉施設協会を指定予定者として選定した。

団体名	社会福祉法人 今治福祉施設協会
審査基準Ⅰ	適正
審査基準Ⅱ	30.4点
審査基準Ⅲ	25.0点
審査基準Ⅳ	23.4点
審査基準V	11.4点
審査基準VI	5.0点
審査基準Ⅶ	20.5点
合 計	115.7点

- ○審査基準Ⅰについては、適正と評価された。
- ○審査基準Ⅱについては、個々の特性に応じた支援計画の作成、障がい者と 地域住民や講座受講者との交流の機会の提供が評価された。
- ○審査基準Ⅲについては、提案された管理経費が、指定管理料上限額 (107,000千円(5年間))以内であり、適正と認められた。

(指定管理料基準額(5年間):社会福祉法人今治福祉施設協会 107,000千円)

- ○審査基準IVについては、これまでの施設管理運営の実績も踏まえた法人全体でのバックアップ体制、0JTによる人材育成、地域の関係団体との連携体制、法人の安定した収支から経営面で信頼できる点が評価された。
- ○審査基準Vについては、今治市内に本部、事業所がある法人であり、地元 雇用に積極的であること、障がい者雇用の実績が評価された。
- ○審査基準VIについては、モニタリング結果が「B」であり、実績が十分に あると認められた。
- ○審査基準VIIについては、施設の設置目的を理解のうえ、長年培ってきた知識や経験を生かした提案がされている点が評価された。

以上、提案された事業計画書等を審査し総合的な評価をした結果、施設の運営が利用者の平等利用を確保することができること、施設の効用を最大限発揮させるとともに、施設の管理を安定して行う人的能力及び物的能力を有するものであること及び施設の設置の目的を達成するために十分な能力を有しているものであることが認められたため、当審議会は、社会福祉法人今治福祉施設協会を指定予定者として選定した。

また、審査の際に、施設の管理運営に対する要望・意見が下記のとおり出された。

○前例踏襲ではなく、個人個人に寄り添いながら、それぞれの社会適応能力が向上するとともに、賃金アップに繋がるような取り組みをこれからも積極的に行ってもらいたい。

- ○施設が設置されてから長年経過していることもあり、当該施設の在り方やサービス について、行政と一緒に考えてみてほしい。
- ○変化があまり見られない部分がある。趣味教養講座は従来のままで、若い人が楽しめるような講座にするなどもっと新しいこと、また、情報発信にSNSを活用するなど、今までと違うことをして、どんどん改善していってほしい。
- ○地域住民が施設に来てくれる講座を開催しているので、地道に施設を知ってもらう 活動を根気強く続けて、地域に開かれた施設にしてもらいたい。

※ 点数は各委員の平均値

5 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで